

ご存知ですか？

県の子育て家庭優待制度



県では、子育て家庭を社会全体で応援し、子育てが楽しいと感じられる環境づくりを進めるため、「いばらきKids Clubカード」を配布しています。

現在、協賛店舗は県内外で約5500店あり、カードの提示により、料金割引などのお得なサービスが受けられます。対象者は、市内に住民登録をしている妊娠中のかた、18歳未満の子どものいる家庭（1世帯に1枚）です。

まだお持ちでないかたは、「母子健康手帳」または「一番下のお子さんの健康保険証」をお持ちのうえお申し込みください。

■お問合せ

子育て支援課 猿島庁舎
内線2215

合併処理浄化槽の設置には補助制度があります

市では生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、家庭用の小型合併処理浄化槽を設置するかたに補助金を交付しています。

また、単独処理浄化槽を撤去して設置する場合、9万円を限度額とした上乗せもあります。

※公共下水道事業認可区域と農業集落排水事業認可区域は補助対象になりません。

【補助金の額】

人槽区分	補助金の額
5人槽	294,000円
7人槽	342,000円
10人槽	459,000円

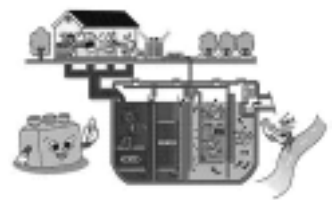
※補助金は予算が無くなり次第終了となります。事前にお問合せください。

■お問合せ 生活環境課
岩井第三分庁舎
内線1453

浄化槽をお使いの皆様へ
浄化槽は
適正な維持管理
定期検査を！

浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させる

浄化槽は
きれいな水を
自然に返します



には、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要で、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使いましょう。

保守点検

浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。

また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

●10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3〜4回行う必要があります。

●県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。

●年に1回以上（全ばつ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。

●市の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

●最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8か月以内に行う必要があります。その後は毎年1回受ける必要があります（検査は有料です）。

●県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会（☎029・291・4004）にお申込みください。

■お問合せ

生活環境課 岩井第三分庁舎
内線1453
茨城県生活環境部環境対策課
☎029(301)2966